

## 1 コミュニティバス運行事業者の選定方法について

### (1) 幕別町コミュニティバス等運行事業者選定委員会設置要綱の制定について

コミュニティバス等の運行事業者を選定するため、その審査及び選定を行う選定委員会を設置する。

今後のスケジュール（案）

平成24年12月・・・幕別町コミュニティバス等運行事業者選定委員会設置

平成25年1月・・・運行事業者選定実施要領等の制定

平成25年2月・・・運行事業者の公募

平成25年3月・・・運行事業者の選定

## 幕別町コミュニティバス等運行事業者選定委員会設置要綱（案）

平成24年12月20日 決定

### （設置）

第1条 幕別町地域公共交通確保対策協議会（以下「協議会」という。）が公募する、コミュニティバス等の運行事業者（以下「運行事業者」という。）の選定を行うため、幕別町コミュニティバス等運行事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### （所掌事務）

第2条 委員会は、運行事業者を選定し、その結果を協議会会長に報告するものとする。

2 委員会は、前項に規定する運行事業者の選定に当たって、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 運行事業者の選定方式に関する事。
- (2) 運行事業者の選定基準に関する事。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、運行事業者の選定に必要な事項に関する事。

### （組織）

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって、組織する。

- (1) 協議会会長
- (2) 協議会副会長
- (3) 協議会分科会長
- (4) 協議会副分科会長

### （委員の任期）

第4条 委員の任期は、第2条の任務が終了するまでとする。

### （委員長及び副委員長）

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### （会議）

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数の賛成により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係ある者に対し、会議に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(書面審査)

第7条 前条の規定にかかわらず、委員長が会議を招集するいとまがないと認めるとき、又は会議を招集する必要がないと認める案件を審査するときは、委員に書面を送付し審査することをもって会議に代えることができる。

2 前項に規定する書面による審査を行ったときは、委員長はその後に招集される最初の会議において、審査の結果を報告しなければならない。

(守秘義務)

第8条 委員会の委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員会の事務)

第9条 委員会の事務は、協議会事務局において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成24年12月20日から施行する。